

第9回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成27年7月14日（金）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

1. 開 会

○千葉委員長 皆さん、こんにちは。

既に定刻を5分ほど過ぎてしまいましたけれども、これから第9回目の子どもの権利委員会を開催したいと思います。

それでは、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

2. 事務局報告

○事務局（渡辺権利推進課長） 私は、事務局を担当させていただいております子どもの権利推進課長の渡辺と申します。この4月に着任をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

この後は座って説明をさせていただきます。

本日は、豊田委員、西井委員から欠席との連絡を受けてございます。そのほか、A委員、北本委員、B委員から遅参するとの連絡を受けてございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料1といたしまして、本日の次第、資料2といたしまして、委員名簿、資料3といたしまして、報告書の案を事前に皆様に送付させていただいております。

お手元がない方はお知らせいただきたいと思います。

続きまして、委員改選のお知らせでございます。

札幌市中学校長会から参加いただいております土佐林副委員長は、中学校長会での役職交代に伴い退任され、新たに蛭名嘉津夫柏中学校長に子どもの権利委員会委員に就任いただくこととなりました。

それでは、蛭名委員、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○蛭名委員 今ご紹介がありました柏中学校の校長の蛭名と言います。

任期の間、精いっぱい努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺権利推進課長） ありがとうございます。

そのほか、お手元の名簿につきましては、お知らせいただきました委員の役職等の変更を反映させております。今回変更になった委員の皆様以外におかれましても、変更がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

また、この名簿には記載していませんが、事前にお届けいただいている住所等が変更になった場合も、お手数ですが、事務局まで、随時、お知らせをお願いいたします。

続きまして、子どもの権利救済機関救済委員の交代のお知らせです。

お2人の救済委員のうち、市川啓子氏の任期満了による退任に伴いまして、4月から杉浦郁子氏が救済委員に就任されております。

杉浦救済委員、ご挨拶をお願いいたします。

○事務局（杉浦救済委員） ただいまご紹介をいただきました杉浦郁子です。

皆さんのお力をおかりしながら一生懸命やらせていただきたいと思います。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○事務局（渡辺権利推進課長） ありがとうございます。

続きまして、平成27年度最初の委員会ですので、子ども未来局長の村山からご挨拶をさせていただきます。

○村山子ども未来局長 ご紹介をいただきました村山でございます。

5月25日から子ども未来局長となりました。前任の岸も1年でしたが、私も前の二つの役職でも1年ごとに動いているものですから、何とか腰を落ちつけて仕事をしたいと思っております。

皆様、今日はご多忙のところを集まっていただきまして、ありがとうございます。

第3期の子どもの権利委員会委員の皆様ということでございまして、札幌市の子どもの権利に関する施策の評価、検証に貴重なご意見をいただきまして、子どもの権利の推進に多大なご貢献をいただき、本当にありがとうございます。

特に、昨年度は、第2次子どもの権利に関する推進計画の策定に向けて、1年間に7回も委員会を開催していただき、活発なご審議の中で貴重なご意見をいただいたと聞いております。計画をよりよいものにできたということで、心から感謝を申し上げます。

この推進計画は、ご承知のとおり、子どもの権利の条例の理念を実現するための重要な計画でありまして、さらに、札幌市の子育ち、子育てに関する総合的な計画である新・さっぽろ子ども未来プランを推進計画と一体的に策定いたしまして、子どもの権利の基本理念や基本目標に掲げ、子どもの権利の理念を未来プラン全体に行き渡らせることができたと思っております。

権利条例の施行から6年が経過しておりますが、札幌市においても子どもを取り巻く環境はいまだに厳しいものがあると思っております。これからも子どもたちにとって最善の利益とはどうあるべきかということを考えながら策定した計画に基づいたさまざまな施策を確実に進めて、子どもの権利の保障に取り組んでまいりたいと考えております。

今年度におきましても、千葉委員長を初めといたしました各方面の専門家の方、公募委員の方、そして子どもを代表する高校生委員の皆様からもさまざまなご意見を賜ることをお願いいたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶にさせていただきます。

本日は、ご出席いただき、ありがとうございます。

○事務局（渡辺権利推進課長） なお、村山局長につきましては、この後、別の公務が入っているため、ここで退席をさせていただきます。

〔子ども未来局長退席〕

○事務局（渡辺権利推進課長） なお、事務局について、私を初め、人事異動により、新たな体制となりましたことから、課長以上の職員について簡単にご挨拶させていただきます。

○事務局（岡部育成部長） 子ども育成部長の岡部でございます。

この4月に参りました。3月までの以前の職場では、新幹線推進室長と空港担当部長を

兼務しておりました。子どもとは畑違いのハード面について担当をさせていただいたところですが、ただ、子ども未来局に関しましては、7年前に保育課に従事しておりました、7年ぶりに子ども未来局に戻ってきたところでございます。

皆様のお力添えをいただきながら、いろいろと進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局（石川救済事務局次長） 皆様、お世話になります。この4月の人事異動で南区の総務企画課から参りました石川でございます。子どもの権利救済事務局の次長です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（渡辺権利推進課長） 以上、新たな体制で今年度は進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは、以上でございます。

3. 副委員長選任

○千葉委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、先ほど皆さんもお聞きしたと思いますけれども、土佐林委員が退任されました。土佐林委員は、これまで副委員長をされておられましたので、ここで副委員長職を決めなければなりません。

そこで、この場で選任したいと思いますけれども、副委員長職については、規則の第17条に基づき、委員の互選によって決めることになっております。

私といたしましては、今日は遅参するという事で、まだいらっしゃっていないため申しわけないのですが、小学校の校長会から出てきております北本委員がよろしいのではないかと考えております。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉委員長 ありがとうございます。

それでは、北本委員にお願いしたいと思います。

北本委員が来られるまではひとりで議事の進行をさせていただくことになります。北本委員には、こちらに来た時点で簡単にご挨拶をしていただきたいと思います。

4. 議 事

○千葉委員長 それでは、次第に沿って議事を進めていきます。

本日の議題は、皆さんにお配りしてあります次第に書かれているとおり、二つあります。

一つ目は、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく平成26年度取り組み状況の報告についてです。二つ目は、平成26年度子どもの権利救済機関運営状況の報告についてです。この2点を議題として扱うことにいたします。

ここで、先に事務局から説明を受けたいと思います。資料につきましては、あらかじめ送っていただいています。もう既にお読みいただいていると思いますので、主な点を抜粋するように事務局から説明をしていただきたいと思います。

もう1点として、議題は2点ですけれども、使用する資料は1冊にまとまっておりますので、まとめて説明をお願いしようと思っております。

終了時刻は18時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（渡辺権利推進課長） それでは、お手元の資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきますと、左側の上に平成23年度から26年度を計画期間としていた札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念、「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」を掲げております。この推進計画をもとに、子ども未来局や教育委員会が中心となり、子どもの権利に関するさまざまな施策を進めてきたところであり、本日は計画の基本目標の体系に基づき、主な取り組み状況を報告させていただきます。

報告書の1ページから3ページまでが総括、4ページ以降が各取り組みの詳細の記載しております。

1ページをごらんください。

子どもの権利に関する取り組みの総括です。

推進計画の基本目標1の子どもの意見表明・参加の促進と基本目標4の子どもの権利を大切にす意識の向上の主なものとして、子どもの参加の促進、子どもの権利の理解促進でございます。

一つ目の丸は子どもの参加の促進です。

子どもサポーター養成講座の実施といった事業などのほか、「‘3まち’子ども交流」を実施いたしました。詳細は5ページの下に記載しておりますが、子どもの権利条例のあるまちとして、札幌市、道内で最も早く条例を制定した空知管内の奈井江町、観光文化交流都市協定等を通じて札幌市との結びつきの強い長野県松本市、この3都市の子どもたちがまちづくりにかかわる取り組みの報告や意見交換等を通じ、子どもの参加に関する取り組みを一層進めることを目的に行ったものでございます。

続いて、二つ目の丸は、理解促進・意識の向上です。

広報啓発資料として、子どもの権利条例に関するパンフレットを学校を通じて子どもへ配付しているほか、大型絵本の作成を新規事業として行いました。このうち、小学4年生、中学1年生向けのパンフレットにつきましては、学校の授業等でも取り組みやすいものになるよう、学校や教育委員会のご協力をいただき、子どもたちが書き込むことができるワークシートのページを挿入するなど、その内容を見直しました。

大型絵本の詳細につきましては11ページの中段に記載しておりますが、昭和25年度

に作成いたしました子どもの権利条例の絵本につきまして、子どもへの読み聞かせなどを通して、保護者や子どもにかかわる大人の方にも子どもの権利への関心を高めていただくために作成したもので、図書館等を通じて広く貸し出しを行っております。

子どもまちづくりコンテストの詳細につきましては、12ページの中段に記載しております。これは、平成25年度に引き続き実施したもので、地域のさまざまな団体の子どもたちが子どもにかかわる新たな提案を発表いたしました。平成26年度のコンテストには5団体が参加しましたが、さらに平成25年度に発表した団体からもその後の取り組みの様子が報告され、コンテストをきっかけとして、子どもたちの地域の活動への参加につながっていく様子が確認されました。

続きまして、三つ目の丸の子どもの権利に関する推進計画の状況でございます。

平成26年度で第1次計画が終了いたしました。計画に掲げた成果指標につきましては、全ての指標が計画の当初より好転しております。しかしながら、自分のことが好きだと思う子どもの割合や子どもの権利が守られているという大人の割合は、目標としていた水準に到達することができませんでした。

これらの結果を踏まえた総括として、条例に基づき進めてきた子どもの権利に関する施策によって、子どもの自己肯定感の向上等につながっているものと考えております。しかしながら、目標値に達しなかった指標の存在など、今後、取り組むべき課題も明らかになったところでございます。

これらの課題につきましては、昨年度の第2次子どもの権利に関する推進計画の策定過程におきましても子どもの権利委員会でご審議をいただき、子育て中の若い世帯への普及啓発の充実等、その解決に向けた取り組みを第2次計画の施策に盛り込んできたところでございます。平成27年度以降につきましても、第2次計画に掲げた各種施策の推進を通じて子どもの権利の保障を一層進めていきたいと考えております。

続きまして、2ページをごらんください。

推進計画の基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済における子どもの権利救済機関であるアシストセンターの総括でございます。

こちらにつきましては、議題2の部分となりますので、本日出席をいただいております吉川代表救済委員にこの後ご説明いただきたいと思います。

続きまして、3ページをごらんください。

推進計画の基本目標2の子どもを受け止め、育む環境づくりや基本目標4の子どもの権利を大切にす意識の向上に関する教育委員会の取り組みでございます。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動が各学校において一層図られるよう、さまざまな教職員研修を実施しており、その内容では、子どもの権利を大切にす教育の推進や指導のあり方を初め、いじめや不登校への対応やピア・サポートに関する講義、講演などを実施しております。教職員研修については、子ども未来局の職員なども講師として加わるなど、教育委員会と子ども未来局の連携を進めております。

三つ目の丸の人権教育推進事業の研究課題として、子どもの権利に関する研究を位置づけ、下の表のとおり、4校の研究推進校において研究を実施しているところです。

以上が平成26年度の総括でございます。

4ページ以降につきましては、第1次推進計画の体系に沿って具体的な取り組みについて記載しております。

私からの説明は、以上でございます。

○事務局（吉川代表救済委員） 続きまして、子どもアシストセンターの活動状況をご報告したいと思います。

資料3の2ページをごらんください。

ここに概要が載せております。

平成26年度の実件数は1,046件、延べ件数は3,713件、調整活動は31件、救済の申し立ては2件となっております。実件数のところを見ていただくとわかるように、実件数というのは、新しい相談が1件あった場合に一つと数えるやり方ですが、大体、月に100件、年間に1,200件当たりが一般的に考えられるところですが、25年度から見ると、わずかではあります、増えております。

平成25年度については●●（無料通話・メールアプリの商品名）の普及により、メールの相談がぐっと減りました。それによって、相談件数がこれからどんどん減ってしまうのではないかと心配しておりましたが、それについては持ち直しました。さらに、延べ件数を見ていただくとわかるように、昨年度の3,200件から今年度は3,700件とかなり増え、実際はかなり忙しくなりました。かつ、調整活動を見ていただくとわかるように、平成26年度は31件でして、この5年間の中でも2番目に多い数となり、相談員や調査員の方に非常に頑張っていたと言えらると思います。

それから、救済の申し立ても非常に少なかったのですが、平成25年度は5件、26年度は2件と、掘り起しもあるのですけれども、徐々に増えていると言えらると思います。

詳しいものは後半に出てきますので、そのときにご説明したいと思います。

また、広報活動について一言申し上げたいと思います。

広報については、非常に頑張っているのが実態です。一つに、動画を作成し、DVDを市内の各学校に配付し、いじめの問題を中心に、その対応について考えていただけるよう取り組んでおります。それから、街頭ビジョンを用い、コマーシャル映像を流しております。また、平成26年度につきましては、相談カードの配布を高校生まで拡大して、相談に応じることを高校生にも積極的に伝えていきます。そして、チラシ等も配布しております。このように、広報も頑張っていこうと努力している状況です。

次に、20ページの後の別紙として、平成26年度の相談状況の概要がございますので、それについて簡単にご説明したいと思います。

先ほど申し上げたように、相談状況としては、札幌の子どもがアシストセンターに相談に来て、悩み事を打ち明けてくれるのかという心配があったのですが、平成26年度を見

ますと、本当に増えていると言えると思います。実件数こそ微増ですが、延べ件数は3,700件ということで、非常に増えています。心配していたメールの相談も増えていると言えると思います。

相談方法の内訳について詳しくご説明します。

最初は、電話による相談が多いです。それから、徐々にメール等になり、その回数が増えてきますので、結果的にはメールの相談件数が多くなっています。

相談の方法としては、私たちも難しい案件については面談をできるだけやろうと考えていますので、電話、メールから、できるだけ直接お会いできるようにということをやっているところがございます。

相談者の内訳につきましては、当然のことながら、お母さんと子どもが中心で、これが9割以上の相談になっております。件数としても、全体の3,700件のうち、子どもの件数が2,200件になっており、57%ぐらいですから、子どもの割合が多いと言えると思います。

それから、子どもの年齢についてです。多いのは、皆さんもご存じのように、中学生、小学生です。次に、高校生が多くなってございまして、中学生、特に女の子の相談が多いところ です。

次のページの相談の対象者です。お母さんや隣近所の方も含めて、対象者にはどういう方がいるかという、中学生の方の相談が多いと言えると思います。

また、ここに留意ケースとありますが、これはどういうことかという、子どもたちが権利侵害に遭っている可能性が高く、救済や調整活動をしなればいけないのだけれども、今すぐにそれをやるかどうか、もう少し様子を見なければいけないというものです。そこで、私たちは、留意ケースにはマークをし、こちらからも連絡できるようにしています。このように、少しでも被害救済を見落とさないよう、相談員も調査員も救済委員もお互いにチェックし合ってやっております。そうした留意ケースが昨年度は54件ございまして、その中から12件は、学校との間に入るなど、調整活動につながっていています。

次に、相談の内容です。ここにカラーの図がございしますが、見てわかるように、学校生活に関して、教室の中や先生なども含めたことが子どもたちの一番大きな悩み事になっていることがわかると思います。それから、家庭生活、親子関係など、兄弟も含めて、悩んでいることが多いと考えられております。

それから、別紙の3ページの相談の時間についてです。私たちは、学校が活動している時間帯を外して相談をするように心がけております。そういう意味では、夕方の4時から8時ぐらいの間の相談が多いところ です。ただ、メールは自由にできるものですから、夜中や朝ももちろんございますけれども、電話相談などは4時から8時の間が多いところ です。

それから、私たちの活動の大きな柱に今述べた相談があるのですけれども、相談だけではやはり解決ができないものですから、学校の先生と子どもの間に入って、学校の先生に

こういうことをやっていただけませんか、子どもの被害にはこういうことがありますから、それを理解していただけませんかということを話します。逆に、学校からもご主張があって、お父さんや子どもたちにこういう点で学校も配慮されているのですが、どうでしょうかというような調整活動をやっています。私たちはこれにかなり力を入れていまして、単なる相談では解決がつかないので、子どもの悩んでいる姿、あるいは、被害を受けている状況を部分的にでも解決しようということで、調査員や相談員の方も見逃さないようにやっていただいています。そのため、先ほども述べたように、件数がどんどん増えております。

資料は戻りますが、資料3の9ページを見ていただいてもいいでしょうか。

この中に表がございまして、その中に調整活動がございまして。調整活動の推移が表の中の真ん中に出ているのですが、アシストセンターができた平成22年度は42件で、次の年は12件、次の年は18件、次の年は21件、そして今年度は31件となっています。

どういふことを言いたいのかといいますと、最初にできたころは調整を求められた件数もあったのですが、ある程度おさまってきて、件数がどんどん減りました。しかし、私たちの救済のセンターの活動は相談だけではなく、調整もできるのだよということを皆さんにも知ってもらいたいし、実際にそれをやることによって、それに期待していただき、それをやったことにより解決することによって、件数が25年度あたりから伸びてきました。25年度には、調整のほか、5件の申し立てを入れますと、26件になります。

また、平成26年度になりますと、調整活動が31件、申し立てが2件ですので、相談の数から言えば非常に少ないものですが、私たちはこちらにかなり力を入れて、相談だけではなく、本当に困っている方の中に入って、何とか救済しようとしていることをご理解いただきたいと思います。

それでは、ここで別紙に戻りまして、最後に4ページになります。

このほか、救済の申し立てもやっております、去年は2件やりました。これは、ボーイスカウトの団体から退団を命じられたケースがございまして、退団しなさいというのは厳し過ぎるのではないかとということで、間に入って調整したということがございました。

さらに、私たちに与えられた権限の中には、自己発意による調査もあるのですが、昨年度はそういう案件がありませんでした。

私たちアシストセンターは、とにかく、札幌市の子どもたちが元気ですくすくと育っていただけるよう、少しでも被害があれば相談に乗って、実際に被害があれば何らかの手伝いをしていかなければいけないという立場で頑張っていると思っています。まだまだ不十分な点が多いと思いますが、条例の理念に向けて頑張っていきたいと思っています。

○千葉委員長 説明をありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思いますが、事務局説明の間に北本副委員長が到着いたしましたので、ここで簡単に挨拶をいただけないでしょうか。

○北本副委員長 今年度の小学校長会の会長を仰せつかっております山の手小学校の北本と申します。

昨年度に引き続き、この委員会に参加させていただくこととなります。

子どもたちが取り巻く状況はいろいろなことがありますし、最近のニュースでは、中学校の自殺について報道がありました。学校内での取り組み等が話題になっていますが、救えなかったのかなと思ってしまいます。でも、いろいろな複雑なことがこれからわかってくるとは思いますけれども、最悪なケースになってしまったわけです。そこで、そういうことに子どもたちが陥らないように、札幌市の中ではそういうことがないようにということをお願いしております。

アシストセンターの方からもお話がありましたけれども、この委員会の中でよりいい形をつくり、子どもたちの一助になればということで副委員長を仰せつかることになりました。どうぞよろしく願いいたします。

○千葉委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの二つの説明に関しまして、ご意見やご質問を皆さん方から述べていただきたいと思います。ここからは自由に発言をしていただくことにして、特に私に断ることをしなくても構いませんから、自分が意見を言いたくなったら意見をどんどんと出してください。

○C委員 2点ご説明をいただければと思います。

まず、1点目は、1ページの子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合が出ておりますね。目標値を上回っており、大変喜ばしいことなのですが、ある意味では、不自然なほど急に伸びており、一体何が功を奏したのでしょうか。これは、余り急に伸びるようなものではないと思うのです。札幌の子どもたちの文化体験が増えたなど、何が功を奏したのかをお聞きしたいと思います。

もう1点は、10ページについてです。とりたてて、ご説明はなかったのですが、平成26年度の主な虐待者の内訳があり、実父が43.1%で、実父以外の父親を合わせると6割が父親なのです。これは、初めてのデータだと思います。今まで、虐待の一番の加害者は常に実母なのです。しかし、ここで初めて実父が出てきたと思います。

その前の児童虐待件数が異常に伸びていまして、前年比が188.3%増ですね。これは父親が母親に対して暴力を振るうなど、夫婦間暴力を子どもの前でした場合にも虐待とみなすためにそうなったのだと注には書かれていますので、多分、その関係でしょうか。

要するに、子どもに直接危害を加えたわけではなく、母親に対するもので、そのことが虐待数になったということなのだろうとは思いますが、この数字は物すごく重要な数字だと思います。今までどんな統計でも出なかった数字だと思います。多分、そういうことだろうとは思いますが、一応、その確認をさせていただきたいです。

○千葉委員長 今、C委員から、先ほどの報告に関して、2点わからないところがあるという質問を出されました。その点について事務局はいかがでしょう。

○事務局（渡辺権利推進課長） まず、子どもが体験しやすい環境であると思う人の割合についてです。平成26年度の子どもの割合が72.1%でしたが、その前の25年度で見ると、62.7%でして、10ポイントほど急に上がっています。

この理由についての詳しい分析というのはなかなか難しいところではありますが、この調査については、いろいろな事業に参加している子どもたちを対象に行っておりますので、意識の高い子どもたちの回答であるということが一つ言えるのかなと思われま。ただ、急に10ポイント上がったのかは難しいところだと思います。

続きまして、児童の虐待につきましては、児童相談所から来ている職員の方からご説明をいただきたいと思。います。

○事務局（三浦地域連携担当係長） 児童相談所から参りました地域連携担当係長の三浦と申します。よろしくお願。いいたします。

児童虐待の取扱い件数について、平成26年度は1,159件ということで、大体3倍ぐらいの増になっております。これは※2にご説明がありますが、警察から通報されたという面前DVの件数につきまして、法の趣旨に即し、認定いたしました。従来につきましては、一過性、別居、離婚など、安全を確保されているものについては心理的虐待と認定しなかったケースもありましたので、その関係で今回は増になっております。

そこで、ご質問についてです。

平成26年度の虐待者の内訳として、実父が43.1%、実母が38.0%で、従来でありましたら実母が多くなっているというご指摘は確かにそうですが、今回はおっしゃるとおり、実父以外でも面前DVの割合がかなり占めておりまして、それで高くなったところでございます。

○D委員 Dです。

私も同じところがよくわからなかったのですけれども、10ページでございます。

要するに、平成25年度も26年も実態はそれほどかわっていないのだけれども、夫婦間DVで、警察に対して被害者から110番通報がなされて、そこに警察官が臨場し、その暴力の場に子どもがいたとき、警察が児童相談所に通報して、それをカウントしたという違いですという理解でよろしいのですか。

○事務局（三浦地域連携担当係長） まさしくそのとおりです。

警察がその家に臨場いたしまして、児童相談所に連絡が来ます。その場にお子さんがいらっしゃった場合、それも心理的虐待ということで、警察から児童相談所に連絡が来るのですが、そのことをもって全てを心理的虐待と認定して含ませていただきました。実態を申し上げますと、従来の400件から重い虐待だけが増えたということではなくて、警察が臨場した際に夫婦間にDVがあつて、お子さんがそれを目撃したという心理的虐待の数を入れさせていただきましたので、今回はそれで数が大きくこのように増えたと考えていただければと思。います。

○D委員 私の質問の仕方が悪かったのかもしれない。

平成24年度、25年も、警察は夫婦間のDVの現場に臨場したとき、目の前に子どもがいたら、平成26年と同じような感じで児相に報告していたのでしょうか。私の認識では、過去はDVの現場に子どもがいても児相に連絡するというをしていなかったのではないかという気がしています。それは、警察の認識が変わって、DVの現場に子どもがいるときには積極的に児相に通報しようということで件数が増えたのか、そうではなくて、警察は昔からそういう通報をしっかり行っていたのだけれども、単に認定を行ったのですよというだけのことなのか、どちらなのでしょう。

○事務局（三浦地域連携担当係長） 平成24年度に、厚労省から児童相談所と警察の連携推進の通達がありました。平成23年度に147件、児童相談所に警察から通告があったのですが、24年度は302件、25年度は365件、26年度は508件と、大幅に増加しています。この多くは面前DVを伴う虐待通告ということです。そういうことも踏まえて、数としても増えております。

○D委員 ということは、単に児相の認定方式が変わっただけではなく、警察の通報も増えているのですね。それは件数が増えているのか、警察の意識が変わったのかというところの分析はどのなのでしょう。

○事務局（三浦地域連携担当係長） そういった通達がございましたので、警察でもしっかり児相に報告するという意識が高まり、件数も増えているということだと思います。

○D委員 その通達があったのは、平成24年ですね。今のご説明だと、面前DVについての警察の通報は、25年度は300件だったけれども、26年には500件に増えたということでしたね。ですから、これは警察の意識も年々高くなっているという理解でよろしいのですか。

○事務局（三浦地域連携担当係長） そうということだと思います。

○D委員 どうもありがとうございます。

○千葉委員長 ほかにいかがでしょうか。

気になるようなことがあれば、この際、どんどんと質問してみてください。

○E委員 別紙の4ページの(3)の救済委員の自己の発意による調査というのはどういう場合において行われるのでしょうか。

○事務局（吉川代表救済委員） 自己の発意による調査というのは、救済委員に特別に相談がなくてもこちらが知り得たこと、例えば、新聞あるいはほかの情報源から仕入れたことについて、これは調査しなければいけないということから行うケースです。

例えば、札幌市の場合、一つは、戸籍がない子どもが小学生や中学生にいて、その子の戸籍は実際にどうなっているかを調査して、無戸籍の子どもに対するケアができていのだろうかという観点で自己発意による調査をしたことがございます。

結果的には、札幌市の場合、子どもへの対応はきちんとできていたのですけれども、このように、救済委員で考えて、これは問題があるのではないかとということと考えるのが自己発意による調査です。

そのほか、いじめなどで自分の名前を出しますと、その学校の誰かがわかってしまうというような場合、1人ではなく、何人がいたとき、お名前を出していただかず、その学校のどここのクラスということで調査をするということもございます。

そういう意味では、意味がある調査でございます。

○E委員 ありがとうございます。

また、質問ではないのですが、アシストセンターの広報をネットで見せていただきました。啓発ドラマ、CMの「のぞいてみよう！子どもアシストセンター」などの活動は、今の情報ツールをよく理解されて活動されていたので、よかったなと思います。

検索でそういうものがひっかかるよう、いじめが辛いというような子どもたちのつぶやきを検索したとき、それがヒットするようつながるものが何かあるといいなと思います。

「アシストセンター CM」などと検索すると出てくるのですが、それでは子どもはそこになかなかとり着けないのです。ですから、誰か相談に乗ってほしいというようなつぶやきからそれが出てくるようになるともっと活用されるのかなと思います。

私がPTAをやっておりましたら、EさんはPTAの人ですよということで相談を受けることがあります。そこで、アシストセンターというところがありますよというふうに紹介したことが何度かありました。

その方々は、その対応に感謝しておりまして、子どもの気持ちが救われるような聞き方をしてくださったと親御さん方が大変感謝しておりました。また、対応が大変丁寧で、いきなり何かに打って出るというわけではなくて、相談した方の思いを大事にしていたということですし、私立学校の対応が悪かったと思っている親に対しての調査の仕方も大変慎重であったということです。まだ対応していただいている最中だと思いますけれども、その方は大変感謝しておりましたので、この活動をぜひ充実させていただきたいと思います。

○千葉委員長 救済委員としては非常にうれしいのではないかと思います。

○事務局（吉川代表救済委員） 大変ありがとうございます。

○千葉委員長 ほかにいかがでしょうか。

○F委員 アシストセンターの活動について、お話を聞いて、感動しました。いじめをされた相手の名前などを言わなくても相談できるように配慮されているということだったので、自分も何かあったらすぐに相談したいと思いました。

小学校では、いじめのアンケートを毎年とっております。いじめがあったと思うか、それを見たことがあるか、聞いたことがあるかというようなアンケートを子どもにとって、それをもとに担任の先生が子どもを呼び出してお話を聞くのです。しかし、これは、私の子どもにとってはまるで尋問のような気がしたということで、その次の年からは書くのをやめたと言っていたことがあるのです。

ですから、対応について、学校や教育委員会でどういうふうに指導しているのかはわからないのですが、もうちょっと配慮ができないのかなと思いました。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） 児童生徒担当課長の須藤と申します。

おっしゃるとおりで、教育委員会がいじめに係るアンケート調査をやったのは、今回のように、全国的にいじめによる自殺があって、それからやり始めております。教育委員会としては、記名式、無記名式について非常に悩みました。しかし、記名式にして、自宅に封筒を持たせました。学校で記入すると横の人が見てしまうなどがあるものですから、封筒を持たせて、各家庭で書いてもらうことにいたしました。そして、書いたものを担任に渡してもらい、学校で精査いたします。

その調査結果ですが、小学校1年生からが一番多くあります。ちょっと嫌なことを言われたら、いじめだと思うのです。認知件数ですから、もちろん、それはそれでいいのです。おっしゃるように、記名式にしているのは、子どもとの教育相談をするということが大事だからで、全員と教育相談をします。これは、翌日においでと言うと、子どもは自分が書いたものだなとわかりますので、周りの子にわからないよう、お話を聞いたり家庭に連絡したり、いろいろな方法があると思います。

そういったご意見はいろいろなところで聞いておりますので、教育相談に結びつける方法等については十分注意いたします。

学校は、教育委員会のアンケート調査以外に、独自で無記名式の調査をやっております。文科省の指針では、無記名式でやる方法として、学校のいじめの実態把握のためという理由でして、そうしたことからアンケート調査を無記名で行っている学校もあります。年数回、生活アンケート調査という名前で行っている学校もありますので、そういったアンケート調査についても重要視するよう、今後も指導していきたいと思っております。

○北本副委員長 小学校についてお話がありましたので、私もしゃべらなければだめかなと思い、発言いたします。

今、須藤課長からお話があったように、子どもたちの悩み状況について、小学校の場合は担任制ですから、クラスの中で密着して一日生活をしているので、温かくということは言っておりますけれども、見逃しをなくすため、教育委員会で毎年11月ぐらいに全市一斉に小・中学校でアンケート調査を行っています。

それから、小学校では、担任やクラスがかわったりする中でそうしたことがありますので、11月後半ではなく、1学期など、早いうちに行っております。市教委でも、いじめ、悩み調査と称して、子どもが困り感を訴えたいとき、それを感じて話せる関係のときもありますけれども、そういうことも含めて、子どもたちが発信できないでいることを発信できる場面をつくっております。

それから、本校で言えば、1学期にやるアンケートについては、いじめはどういうことなのかを子どもたちがわかるよう、例えば、悪口を言われたり友達にこういうことをしてしまったり、そういう場面はありますかという聞き方しております。それをずっとやっていくと、こういうことはいじめにつながるのだなということがわかるようになります。これは、いじめ発見ということもあるのですけれども、子どもたちには自分の何気ない行

為が思わぬ形で人を傷つけてしまう場合もあるので、そういうことを理解してもらうため、単なる調査的なことではなくて、指導の意味合いを持ってやっている場合もあり、学校ではいろいろと工夫していると思います。

今、F委員からご指摘があったのは、調査をしなければならないというふうな意識が強いかわり方になってしまったため、これが本当にいじめなのか、解明しなければならないという強い使命感を持たれたのかなと解釈いたしました。ただ、子どもたちを救うためにやっていて、そのことを先生が気づけなくてごめんね、どういうことで困っているのだろうというようなかわりをするように指導しているのですけれども、かわり方として尋問口調になったのかなということも伺いましたので、教育委員会としても、担任のかわり方についてはこれから全体に指導すると思います。ただ、我々としては、せっかく子どもたちが発信できる場面ですので、また尋問されたら困るから書かないということでは意味がなくなってしまうので、そうならないように気をつけてやっていけたらと思いました。これは、肝に銘じて、校長会でも伝えたいと思います。

○F委員 ありがとうございます。

子どもの気持ちを酌むという姿勢を子どもにぜひ伝えてほしいと思います。よろしくお願ひします。

○B委員 勉強不足で、先ほどのところをもう一度確認させてください。

1ページの自分のことが好きだとか、いろいろな体験ができるという割合の数字が伸びているアンケート結果の件です。

これは、そういう催しや事業に参加された方がその後回答したということですか。

○事務局（高橋権利推進担当係長） 子どもの権利推進担当係長の高橋です。

アンケートのとり方についてです。

恐れ入りますが、19ページを見ていただきたいのですが、二つの調査から1ページの表が成り立っておりまして、これはその内訳になってございます。

今話題になっております平成26年度の子どもの調査の72.1%については、調査の対象が子ども未来局で行った事業の参加者、また、不特定多数となるのですけれども、児童会館を利用している子どもたちであり、そうした子どもたちにアンケートの協力をお願いしております。それは、指標達成度調査という欄の自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合の上段の子どもたちの数字となりまして、四つありますが、4年間、そういった手法でとらせていただいております。

ちなみに、意識調査につきましては、推進計画改定の際に行いました無作為抽出による5,000人の子どもたちを対象としたアンケート結果となっております。

○B委員 あくまでも事業に参加した人だけでなければ、そうかという感じですか。

もう1点あります。

13ページですが、学校の先生向けの研修をなさっているのですね。この講師というのは、子ども未来局の課長や係長が行ってご説明されていたということでしょうか。

○事務局（渡辺権利推進課長） ここに記載しておりますとおり、子ども未来局の職員の場合もございますし、教育委員会の職員が講師を務める場合と両方がございます。

○B委員 せっかくですから、さまざまな学習の機会ですので、外部の講師の方や千葉委員長のような立派な先生もいらっしゃるので、さまざまな活用の仕方があるのではないかと思います。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） 教育センターの研修については、例えば、北海道の大学の方、また、14ページのいじめ、不登校、自殺防止教育などの第一線級の方々に講師をお願いして、研修を行っております、それは非常に評判がいいです。

○B委員 今言っているのは、いじめの話ではなくて、権利推進の話です。

○千葉委員長 今後、講師の方を多様化していくということですね。

○事務局（須藤児童生徒担当課長） 同じように考えていきたいと思います。

○千葉委員長 ほかにいかがでしょうか。

高校生委員からはいかがでしょうか。何かございませんか。

○G委員 表紙をめくって、1ページです。

表がありまして、一番下の欄の子どもの権利が守られていると思う人の割合がありますね。平成26年度は、子どもの回答は63.6%で、大人の回答は50.1%とあり、目標値としては60%ですから、子どもの回答は目標値を超えているのですが、大人の回答が目標値を超えていませんね。

そもそも、子どもの権利は子どものためにある権利でして、子ども自身は自分たちの権利は守られているというふうに意識しているものの、親である大人たちが自分の子どもの権利が守られていないというふうな認識でこのような回答をしたのではないかと思います、子どもと大人の間で子どもの権利についての認識の差が生じているのではないかと思います。

○千葉委員長 今、G委員は、この表を見まして、大人と子どもの違いがあるけれども、そのあたりの違いもかなり重要なのではないかとこのことを述べたのですね。

差があることについて、事務局で考えていることはありますでしょうか。

○事務局（渡辺権利推進課長） 確かに、子どもと大人では大きな差があると思います。

一つの傾向として言えるのは、全国的に子どもが巻き込まれた大きな事件があると、この数値が変動するということです。

また、第2次の推進計画を策定するときに行った意識調査で見ますと、30代の方々の子どもの権利条例の認知度が低いということが結果としてあらわれていました。ですから、今後は、そういう方々に対しての普及啓発を重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

○D委員 Dです。

今さらな質問をするのですが、1ページの今のところです。

この質問が余りにも雑駁としているのではないかと気がずっと前からしています。

自分のことが好きだと思うというのは、日によっても違ってくるのかなという気もします。また、子どもの権利が守られているというのは、今ご説明があったとおり、子どもの権利が守られていないような事件が報道されると、低くなることもあります。

これは、今さらですけれども、私はずっと思っていて、何回か申し上げたことがあるのですが、もう少し具体的で、データとして意味があるものと思うのです。意味がないと言っているわけではないのですけれども、子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思うかと突然聞かれても、えっとなるのだと思います。

目標値を設定されているのはいいことだと思うのですけれども、その意義についてどういうお考えをお持ちなのか、改めて質問させていただければと思います。

○千葉委員長 恐らく、今の点は、質問の仕方に対して、もう少し工夫が必要ではないかというようなことも含んでいるのではないかと思います。

○D委員 そうですね。

突然、あなたは自分のことが好きですかと聞かれても、回答に苦慮してしまうのではないかと思います。言葉を選ばずに端的に言うと、この数字をとることが統計としてどれだけ意味があるのかという気がするものですから、そのご説明を求めます。

○事務局（渡辺権利推進課長） 毎年、統計をとっているものですから、経年的な変化がどうなっていくのかを確かめる意味はあるかなと思います。

ただ、設問をする際に、例えば、その前段で具体的なことを述べて、さらに質問を続けるなど、そういう工夫はできるかもしれないと思いますので、今後、検討させていただきたいと思います。

○D委員 例えば、最初の自分のことが好きかどうかという質問は、心理学的に裏づけされていて、科学的な根拠があるのかどうかです。これは非常に抽象的だと私は個人的に思うのですけれども、何らかの科学的な根拠があって、この回答からこういう顕著な傾向があらわれてくるのだなど、そういうものがあるのですか。

○事務局（渡辺権利推進課長） 特にそういうものを把握してございません。

○千葉委員長 同じような質問をしている例がほかの地域でも、あるいは、都道府県でもあるということだったのでしょうか。

○事務局（渡辺権利推進課長） ほかの政令市を調べてみないと何とも言えないところです。

○C委員 この自分のことが好きだと思うかという質問は、毎年の全国学力・学習状況調査でも入っていますね。ですから、非常にポピュラーな設問ではあるのです。ただ、D委員がおっしゃるように、これが子どもの権利に関する推進計画の何らかの指標としてふさわしいかどうかは別個に議論してもいいのかなというふうには思います。

ですから、平成27年度から31年度まで、新たに5年計画を策定する際に、指標となるような設問をもう少し練るといような可能性があるのであれば、検討していただければと思います。

○B委員 これは経年でとっているもので、最初のスタートは、多分、平成21年ぐらいですね。そのとき、委員会において、こういう質問形式でいいかどうかを議論したのではなかったでしょうか。こちらにブーメランのように戻ってきてしまった気がしながら聞いていたのですけれども、どうでしたか。

○千葉委員長 余り考えていなかったのではないですか。

○E委員 多分、今までの説明の中に自分のことが好きだと子どもたちは権利が守られていると感じている人が多いということで、こう思っている子が多いということは、すなわち、権利が守られているのだろうということを判断する一つの質問だと思うのです。

自分のことが好きだと思うというだけではなくて、関連して、必要とされていると思う、大事にされていると思うなど、たくさんあって、その中の代表的な質問がこれで、こう思っている子が多いということは権利が守られている子が多いという逆説的な説明を前にされたような気がするのですけれども、違いましたか。

○C委員 そうだったかもしれません。

○B委員 忘れてしまいました。

○千葉委員長 今のことについては、はっきりしないところがあるので、事務局にお願いいたします。その当時、このアンケート項目についてどのような意見があったかを調べておいていただけますか。

○事務局（渡辺権利推進課長） 調べて、後ほど皆さんにご報告したいと思います。

○A委員 先ほど、E委員が質問されていたと思うのですが、子どもアシストセンターの啓発用のDVDについてです。

私は、この資料で初めてこの存在を知りました。これはどこにURLが書いてあったのか、不思議に思ったのですが、どうなのでしょう。

○事務局（松葉調整担当係長） 子どもの権利救済事務局調整担当係長の松葉です。

DVDについて若干説明させていただきます。

まず、DVDの中身は、いじめをテーマにしたミニドラマが約13分、アシストセンターの紹介物が約5分でございます。DVDにして学校に配ったのは、平成25年度の事業です。実際には、平成26年2月ぐらいに市内の小・中学校にDVDを配っております。その後、平成26年度の取り組みとして、ホームページ上、YouTubeにアップしたため、今回はご紹介させていただいております。

インターネット上での閲覧の仕方につきましては、まず、子どもアシストセンターの公式ホームページの中で「子どもアシストセンターを動画で見よう！」というコンテンツとして掲載しております。

もう一方は、札幌市公式でYouTubeにアップしているものがございます。これについては、グーグルなどの検索サイトで「アシストセンター」、あるいは、「いじめ DVD」等、わかりやすいキーワードを検索していただければ、YouTubeでヒットしやすいと考えております。

ちなみに、平成26年6月にYouTube上にアップしまして、年度末には既に1万1,000PVに至っております。いじめものの動画の中ではそんなに多くないですけども、札幌市が公式でつくったものとしては、全国的にもだと思えますけれども、かなり閲覧していただいている内容かと思えますので、どうぞご覧いただければと思います。

○千葉委員長 宣伝も兼ねてご説明していただきました。

A委員、よろしいですか。

○A委員 それでは、リーフレットなどに書かれているということではないという認識でいいのでしょうか。

○事務局（松葉調整担当係長） そうです。

配付した紙の広報物での案内につきましては、ちょうど近日、「あしすと通信」の第13号があるかと思えますけれども、その中でもホームページの紹介の一部ということで紹介してございます。また、前回、「あしすと通信」の第12号の中でもDVDが完成しましたというアナウンスをしているところでございます。

○千葉委員長 ほかにどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉委員長 今回、救済委員のお2人が最後まで残ってくださりまして、いろいろな活動等についてかなり詳しくここでお話しくささいましたので、権利委員会としてもこういうことをやっているのだなということが具体的に見えてくるのですが、そういう意味では非常にいい会だったなと私は思っております。

そろそろ時間も来ておりますので、議事につきましてはこれで終えたいと思います。

事務局から連絡事項は何かございますでしょうか。

○事務局（渡辺権利推進課長） では、次回の委員会についてでございます。

委員長とも相談させていただいた上で改めて皆様にご連絡をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

5. 閉 会

○千葉委員長 それでは、本日の委員会は終了させていただきたいと思えます。

今日は、1週間ぐらい前の予報に反して気温がかなり高くなっておりますが、そういう中、皆さん方に熱心に議論していただいて、非常にうれしく思っております。

雨はまだ降っていないと思えますけれども、早く帰れば雨に濡れないで済むだろうと思えますので、この後はどうぞお気をつけてお帰りいただければと思います。

それでは、これで終了いたします。

以 上